

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 大倉沢作業道新設工事
- 2 工 事 場 所 秋田県湯沢市高松字高松沢国有林 18 林班地内
- 3 工 期 契 約 締 結 日 の 翌 日 から
令和 7 年 12 月 12 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契 約 保 証 金 額 金 円
- 6 調 停 人
- 7 前 金 払 請負代金額の 10 分の 以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕 建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契 約 保 証 金 の 納 付		第 4 条 第 1 項 第 1 号
	契 約 保 証 金 に 代 わ る 担 保 と な る 有 価 証 券 等 の 提 供		第 4 条 第 1 項 第 2 号
	銀 行 、 発 注 者 が 確 実 と 認 め る 金 融 機 関 又 は 保 証 事 業 会 社 の 保 証		第 4 条 第 1 項 第 3 号
	公 共 工 事 履 行 保 証 証 券 に よ る 保 証		第 4 条 第 1 項 第 4 号
	履 行 保 証 保 険 契 約 の 締 結		第 4 条 第 1 項 第 5 号
	{ 主任技術者 { 監理技術者		第 10 条 第 1 項 第 2 号
	支 給 材 料 及 び 貸 与 品		第 15 条
	前 金 払		第 35 条 第 1 項
	中 間 前 金 払		第 35 条 第 5 項
	部 分 払	回 以 内	第 38 条
	部 分 払 の 対 象 と な る 工 場 製 品		第 38 条
	国 庫 債 務 負 担 行 為 に 係 る 契 約 の 特 則		第 40 条

〔注〕 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙 1 を添付する。

- 1 0 建設発生土の搬出先等 該当なし
- 1 1 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり
- 1 2 特 約 事 項 別紙3のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月24日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 秋田県湯沢市田町2丁目6-38
分任支出負担行為担当官
(氏名) 秋田森林管理署湯沢支署長 小林 貞成 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

- （注）・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

- （注）運搬費を含む。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第 20 条により対応する。